



社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真 ～ ニュルブルクリンク サーキット】

ドイツのモータースポーツの聖地、ニュルブルクリンクはフランクフルトから車で西に2時間程、ニュルブルク城の麓にあります。このサーキット、F1 開催時の賑わいとは裏腹に、懐事情は火の車。2009年の大規模改修で300億円以上もの借入れを行い、周辺にホテルや遊園地、博物館、商業施設などを大々的に作ったのが原因とのことで、建物内にジェットコースターが突っ込む様子からもその豪快ぶりが伝わってきます。オーナーである地元ラインラント・プファルツ州は去年ニュルブルクリンクの破産を宣告し、現在買い手を募集中とのこと。売却価格は周辺施設全て込みで約158億円。安い！？

【今月のトピックス】

- 今月の写真～「ニュルブルクリンク サーキット」
- 専業主婦・主夫の年金が改正されました
- お気楽OL AI子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 人事労務ご担当者のための「お仕事カレンダー」
- セミナー情報



専業主婦・主夫の年金が改正されました

会社員や公務員に扶養されている配偶者は、保険料を納める必要はありませんが、例えば夫が退職した時や、妻自身の年収が増えた時などは、届出をして保険料を納めなくてはなりません。この届出が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は後から保険料を納付することができないため、保険料の「未納期間」が発生していました。

＜専業主婦・主夫年金の改正の概要＞

上記のような「未納期間」について、手続きをすれば、その「未納期間」を「受給資格期間」に算入できるようになりました。「受給資格期間」に算入されることで、これまで年金受給資格を満たす期間が不足していた方でも、年金の受給ができる可能性があります。なお、未納期間が受給資格期間に変更されたとしても、保険料は納付できないため、年金額は変更されません。但し平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、「特例追納」の制度が設けられ、特例納付対象者に限り、過去10年以内の期間に係る保険料を納付することができることとなります。

詳しくはこちら／日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/info/detail.jsp?id=23375>

専業主婦・主夫の皆さま

保険料の納付期間が足りなくて年金が受けられない

●、という方に、
大事な「国民年金」のお話です。

専業主婦の年金を改正しました

手続すれば年金を受け取れる場合があります

<p>サラリーマンの夫が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職した ・脱サラして自営業を始めた ・65歳を超えた ・亡くなった <p>サラリーマンの夫と離婚した</p>	<p>妻自身の年収が増えて夫の健康保険証の被扶養者から外れた</p>
--	------------------------------------

※妻が会社員、夫が専業主夫の場合も同じです。

**この時に届出が遅れ、未納期間が発生した方は
すぐにお問い合わせください！**

65歳以上の方は、お問い合わせが遅れると年金の受け取りも遅れます
65歳未満の方は、障害・遺族年金を受け取りやすくなります

お問い合わせは、
最寄りの年金事務所、または『国民年金保険料専用ダイヤル』へ

0570-011-050

お問い合わせの際は、年金手帳など基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

厚生労働省 日本年金機構

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第16回：解雇予告手当（労働基準法第20条）

お気楽 AI子：「おはよ～ございませす。…いやー眠いです。昨日合コンがあって～♪外資系の銀行マンと飲んだんっすけどお、もーちょーやばかったっすよ～」

同僚 E男：「聞いてないけど、そんなイマイチだったんだ」

お気楽 AI子：「ちょっとE男、あんたマジ意味わかんない！バリカッコいい集団の集まりだったってこと！！ね～N太なら意味わかるっしょ。…あれ？N太は？そういえば今週見てないけど」

先輩 U子：「あいつは解雇したわよ。ここ半年1件も成約できなかったし、仕事もロクにできないくせに残業代はきちんと請求するし、うちにいても役に立たないから」

お気楽 AI子：「え～マジ？それってありい？？」

同僚 E男：「いや、おれも言ったんだけど。それってヤバくないっすかって」

先輩 U子：「全然ありでしょ～。辞めてもらうときには1カ月分余分に払えばいいんでしょ？」

お気楽 AI子、同僚 E男：「いやー！あともめそうなの気がするな～！！」

よく誤解されやすいのが、「1カ月分の賃金を払えばクビにできる」という解雇予告手当の意味。1カ月分上乗せしてもらってほとんどの労働者はだまって辞めていくため、まだそこまで表面化していませんが、本来「解雇するほど正当な理由があるか」ということで、労働審判や裁判にまで行くと「解雇無効」と下されて経営者は多額の金銭を持っていかれることがほとんどです。辞めさせるにも、手順が必要です。その前にぜひ、私どもにご相談ください！



コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしぜきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

第16回：マチュピチュ（ペルー）

その圧倒的な美しさから、「空中都市」「インカの空中楼閣」などと呼ばれる、南米、いや世界でも有数の観光地でありパワースポットでもある、マチュピチュ。マチュピチュはそのエリア自体がパワースポットですが、その中でもっともパワーがあるといわれているのが、「インティワタナ」という約2mの巨大な石。わかる人がその石の先端部分に手をかざすと、温かく感じるとのこと。当然わたしも！

……………
とほほ。まったくわかりません。でも、とにかくこの地に立つだけでパワーを感じ取ることができます。さらにお薦めなのが、ワイナピチュ！ワイナピチュはマチュピチュを一望できる山で、1日の入山制限があり、400人までしか入れません。ここから見るマチュピチュは言葉にはつくせないほどの感動が！！石にへばりついてぼーっとマチュピチュを眺めていると、自分がコンドルにでもなったような気がします。だから、ペルーの民族音楽ではEl Cóndor Pasa（コンドルは飛んでいく）みたいなものができたんだろうな～、と変に納得。ちなみに、マチュピチュの外観も、上から見るとコンドルの形をしています。秘境、マチュピチュ観光のベストシーズンは5月～8月。一生に一度は足を運ばれることをお勧めします！





人事労務ご担当者のための
8月のお仕事カレンダー

日付	8月の業務内容
8月12日(月)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考:電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw (URLを短縮しています)
8月12日(月)	7月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考:国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
9月2日(月)	7月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考:日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789

《今月の確認事項》

＊ 熱中症対策

参考リンク:厚生労働省「暑さが本格化する前から職場での熱中症対策の徹底を！」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuushou.html>

熱中症を防ぐために(リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002btf0-att/2r9852000002btgh.pdf>

総務省消防庁「熱中症情報」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

＊ 随時改定の反映(4月昇給の従業員対象)

4月昇給の場合、改定月は7月です。翌月控除の場合は8月支払分の給与から新しい率での控除となります。

＊ 賞与所得税の納付

7月に賞与を支給した場合、今月の源泉徴収所得税と併せて賞与所得税も納付します。

＊ 雇用保険の基本手当日額等が変更されます(8月1日より)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000035j9j.html>

【いしげきのセミナー情報】☆8月開催予定☆

★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅!～

日 程:8月22日(木)10:00~17:00、8月27日(火)12:30~18:50

会 場:新宿センタービル46階 エイジェック内

受 講 料:一般:8,000円 / 登録会員:7,000円 (教材費、税込)

★～経営者に気づきを与える!～社長の思いを反映した退職金制度の作り方

日 程:8月7日(水)13:15~14:45

会 場:秋葉原UDX CONFERENCE 6F 受 講 料:無料

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト

「Smart SoHo」において好評掲載中! <http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス

特定社会保険労務士 石関 裕子

TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976

E-mail : info@sr-ishizeki.jp

<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士 AI 通信編集 阿河 敬子

特定社会保険労務士 休業中

2012年12月よりドイツ フランクフルト在住

E-mail : info@qualitas-sr.jp



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エーアイ) 通信・第16号」はお楽しみいただけましたでしょうか。あっという間に8月ですね。今年の夏はどうすごされますか?ご家族で旅行に行かれる方も、ひたすら仕事に励まれる方も、熱中症がはやっていますので体調管理には気をつけてくださいね!「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります!!